

## 由利本荘市森林経営管理制度推進交付金交付要綱の交付単価について

由利本荘市森林経営管理制度推進交付金交付要綱第7条に規定する交付単価を次のとおり定める。

### ①標準単価

メニュー	対象行為	標準単価
1) 経営管理権集積計画の作成促進ほか	森林情報の収集や森林所有者との合意形成、経営管理権集積計画の作成など ただし、森林境界の測量を行った場合は、その実費分を交付	38,000円/ha (注1)
2) 市森林経営管理事業	除伐	190,320円/ha +間接費 (注2)
	間伐（伐倒のみ）	62,181円/ha +間接費 (注2)
	間伐（枝払い・玉切り）	118,166円/ha +間接費 (注2)
	作業道(W=3.0m, 地山勾配～22°)	1,432円/m +間接費 (注2)
	作業道(W=3.0m, 地山勾配 23～29°)	1,825円/m +間接費 (注2)
	作業道(W=3.0m, 地山勾配 30°～)	2,371円/m +間接費 (注2)
	既存路網の簡易な改良等	40,000円/ha (注1)

(注1) 森林整備地域活動支援対策交付金交付単価を適用。

(注2) 造林補助事業標準単価を適用。

②間接费率（注3）

		加入している場合の点数
労災保険		6点
雇用保険		1点
健康保険		5点
厚生年金保険		10点
退職金共済制度	林業退職金共済制度以外	2点
	林業退職金共済制度	3点

メニュー	保険加入平均点数	計算式	間接费率
現場監督なし	1点以上 7点未満	0.03	3%
※作業員に雇用契約がない場合	7点以上 13点未満	0.10	10%
	13点以上 23点未満	0.13	13%
	23点以上	0.18	18%
現場監督あり	1点以上 7点未満	0.03+0.21	24%
※作業員に雇用契約がある場合	7点以上 13点未満	0.10+0.21	31%
	13点以上 23点未満	0.13+0.21	34%
	23点以上	0.18+0.21	39%

（注3）造林補助事業標準単価表を適用。

③交付単価の計算式

$$\text{交付単価} = \text{標準単価} \times \text{消費税率} \times (1 + \text{間接费率})$$

※消費税率は、市森林経営管理事業を、交付対象者が外部に委託した場合、計上できる。

④この交付単価は、令和5年6月1日から適用する。